

愛知県立大学学生会館施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学生会館（以下「会館」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 この規程において、利用できる施設は次に掲げるものをいう。

- (1) 部室
- (2) 自治会室
- (3) 和室
- (4) 中集会室
- (5) 小集会室
- (6) 自治会分室
- (7) シャワー室
- (8) 防音室

(管理の責任及び所管)

第3条 会館の管理責任者は入試・学生支援センター長とし、管理事務の庶務は学生支援課が担当する。

(利用者の範囲)

第4条 会館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県立大学の教職員及び学生
- (2) その他学長が適当と認めた者

(利用時間及び休館日)

第5条 会館の利用時間は、自治会分室及び和室において合宿する場合を除き、午前9時から午後9時00分までとする。

2 会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日及び学長が必要と認める日とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、特別の利用を認めることができる。

(利用の許可)

第6条 第2条第3号から第8号までに掲げる施設を利用する者は、入試・学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 施設の利用許可を受けた者が、利用の変更又は取り消しをするときは、速やかに入試・学生支援センター長に申し出るとともに、新たに許可を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入試・学生支援センター長は施設の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、本規程に反した場合。
 - (2) 学長が、施設の管理運営上支障があると認めた場合。
- (目的外利用及び転貸の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し又は他に転貸してはならない。
(自治会室の利用)

第9条 自治会室は、自治会執行部が利用する。

- 2 自治会長は、新たに自治会執行部が選出された時は、自治会役員並びに自治会室管理責任者の名簿を速やかに学生支援課へ提出しなければならない。

(部室の利用)

第10条 部室を利用できる団体は、自治会で承認されたサークル、同好会及び入試・学生支援センター長が特に必要と認めた団体とする。

- 2 部室の割当は学生支援課と自治会が協議の上、決定する。
- 3 利用できる部室は、原則として1団体1室とする。
- 4 部室を利用する団体の代表者は、毎年所定の期日までに申請書類を学生支援課へ提出しなければならない。

(鍵の保管)

第11条 施設の鍵は、守衛室において管理する。

- 2 利用者は、守衛室に利用許可書を提示して部室の鍵を借り受けるものとする。
- 3 利用責任者は、施設の利用が終了したときは直ちに鍵を守衛室に返却するものとする。

(利用者の義務)

第12条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 室内の整理整頓、消灯、戸締り等を確実に行うこと。
- (2) 利用後は、許可施設の設備等を原状に回復すること。
- (3) 熱器具類は、持ち込まないこと。
- (4) 火気、衛生及び清潔に留意すること。
- (5) 喫煙はしないこと。
- (6) 所定の場所以外には、掲示又は貼紙等をしないこと。
- (7) 冷暖房は、節度ある利用を心がけること。
- (8) 飲酒はしないこと。
- (9) 施設、設備等を破損、紛失し、又は著しく汚損等した場合は、直ちに学生支援課に届け出るとともに、その指示に従うこと。
- (10) その他学生支援課職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第13条 会館を利用する者が故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第14条 自治会は会館の利用について要望がある場合は、入試・学生支援センター長と協議するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。